

# 厚生労働省における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

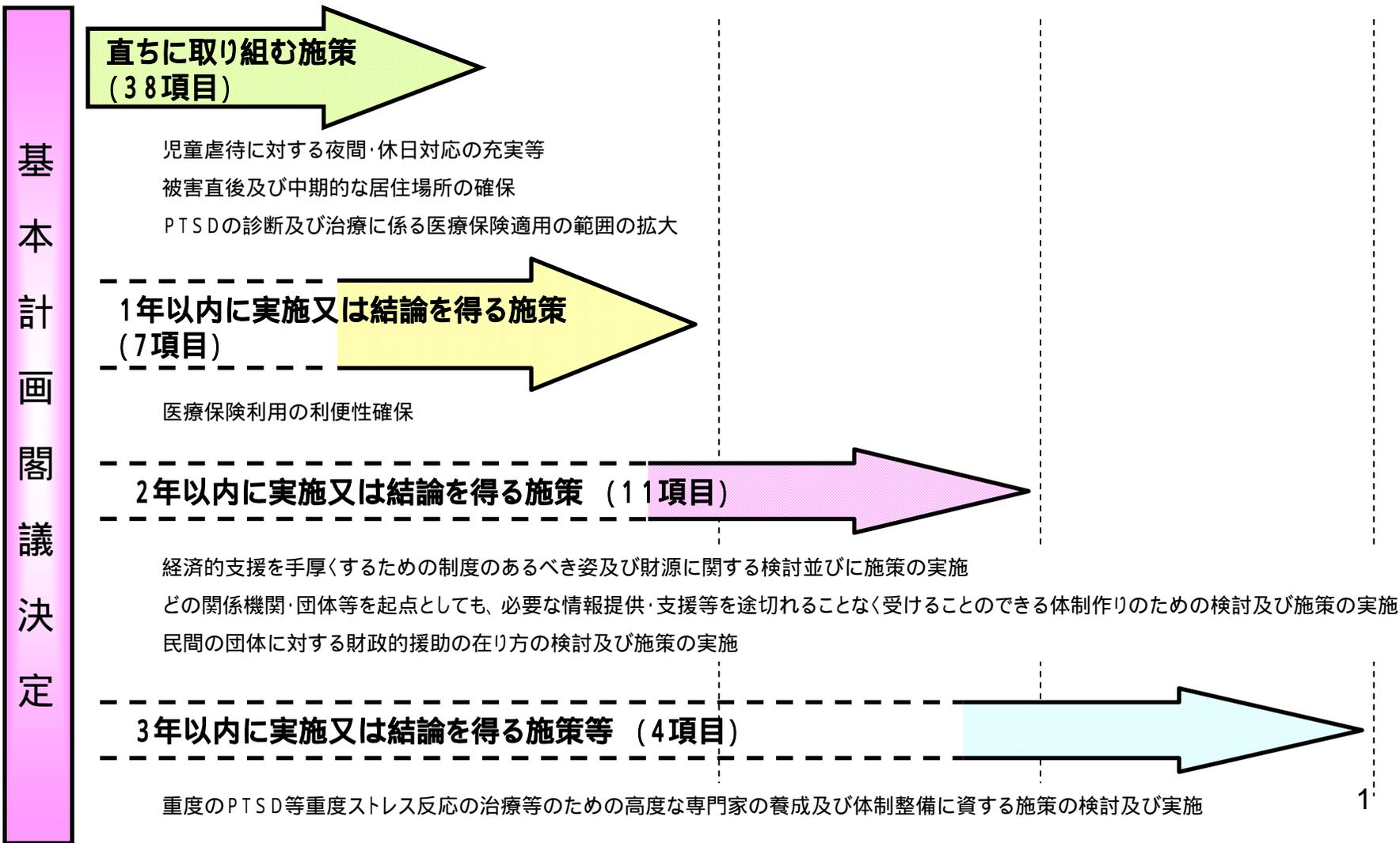
## 1. 「基本計画」における厚生労働省の施策（60項目）

H17.12

H18.12

H19.12

H20.12



## 2. 施策の進捗状況

### (1) 直ちに取り組むこととされている施策等の進捗状況

#### 少年被害・児童虐待関係の主な対応施策

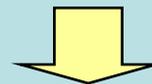
児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等（基本計画中、第2 1.(16)ア、イ）

児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」  
平成17年度43道府県・指定都市で実施

平成18年4月1日～  
横須賀市と金沢市を児童相談所設置市に指定

「医療的機能強化事業」

平成16年度 1県



平成17年度 6道県

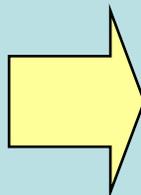
なお、常勤の医師が配置されている自治体は  
23自治体

少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実（基本計画中、第2 1.(17)）

#### 要保護児童対策地域協議会の設置促進

要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止市町村ネットワークの設置市町村数及び設置率

平成17年度6月1日現在  
1,224か所  
51.0%(全国2,399市町村)



平成18年4月1日現在  
1,271か所  
69.0%(全国1,843市町村)

## 少年被害者のための治療等の専門家の養成等（基本計画中、第2 1(9)）

子どものこころの診療医の養成に関する検討会を平成17年度より実施。小児科や子どもの診療に携わる精神科医に子どもの心身の健康に関する基本的な知識や技能を修得させるための方策について検討中。

### 児童相談所の状況

	平成17年度	平成18年度
児童相談所	187カ所	191カ所
児童福祉司	1,989名	2,147名
児童心理司	890名	941名
児童精神科医	51名	57名

### ～ による主な効果

- ・児童相談所のサービス供給体制の充実
- ・医療機関との協力、連携体制の充実
- ・要保護児童の適切な保護
- ・少年被害者への配慮の向上

## DV関係の主な対応施策

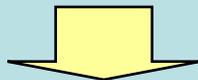
被害直後及び中期的な居住場所の確保（基本計画中、第1 3.(2)ア、第2 2.(3)ア）

### 婦人相談所による一時保護や一時保護委託の適正な運用

婦人相談所の一時的保護所に加え、平成14年度からは配偶者からの暴力被害者について一定の基準を満たす婦人保護施設や民間シェルター等において一時保護を実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用

#### 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数

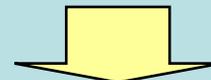
平成16年度 20,119件



平成17年度 21,125件

#### 一時保護の委託契約施設

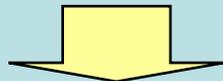
平成17年3月1日 198施設



平成18年4月1日 229施設

#### 一時保護件数(一時保護委託を含む)

平成16年度 12,059件 (要保護女性6,541件、同伴家族5,518件)



平成17年度 11,734件 (要保護女性6,449件、同伴家族5,285件)

被害直後及び中期的な居住場所の確保（基本計画中、第1 3.(2)I)

婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化

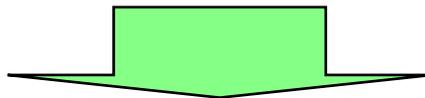
婦人保護施設及び母子生活支援施設における利用者に対する生活支援、心理的ケア、自立支援、子育て支援を実施するとともに関係機関と連携

再被害防止に向けた関係機関の連携の充実（基本計画中、第2 2.(8)ア）

警察、児童相談所等との連携の実施

配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者等の保護に関して、婦人相談所において、警察や児童相談所等の関係機関との連携を充実

DV被害者の保護と支援について、関係機関等の連絡会議の開催等連携強化に向けた整備にかかる費用を補助



～ による主な効果

- ・婦人相談所における適切な対応の確保
- ・一時保護から地域における自立した生活への移行
- ・配偶者からの暴力被害の防止
- ・関係機関の認識の共有化及び総合調整



## (2) 1年以内に実施又は結論を出すこととされている施策の進捗状況

### 医療保険利用の利便性確保（基本計画中、第1 2.(6)）

平成18年7月11日に開催された会議において、社会保険事務局長に対し、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれる事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示した。

### 被害直後及び中期的な居住場所の確保（基本計画中、第1 3.(2)ウ、第2 2.(3)ウ）

#### 一時保護の現状等に関する調査

児童相談所一時保護所については、定例調査等において、一時保護所の職員数や一時保護日数等の必要なデータを把握しており、その結果に基づき、必要な施策の実施にかかる予算要求を行っているところである。

婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査を行い、その結果に基づき、必要な施策の実施にかかる予算要求を行っているところである。

## 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討（基本計画中、第1 4.(3)）

現状に関する必要な調査を実施し、その結果を取りまとめたところである。この調査結果を踏まえ、リーフレットの作成・配布による周知啓発のため、現在予算要求を行っているところである。

## 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備（基本計画中、第2 1.(5)）

救命救急センターにおいて、精神科の医師が必要に応じて対応ができるよう諸規定を整備し、その旨、各都道府県に周知したところ。

## 性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施（基本計画中、第2 1.(10)）

性暴力被害者も含め、患者等が医療に関する情報を十分に得られるような医療体制の整備を内容とする、医療提供体制改革案を平成18年通常国会に提出、成立。

患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できるよう支援するために、医療機関管理者に対し、医療に関する一定の情報について報告を義務化した。

都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネット等でわかりやすく住民に提供し、住民からの相談に応じ助言を行う仕組みを制度化した。

### (3) 3年以内に実施又は結論を出すこととされている施策等の進捗状況

重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施（基本計画中、第2 1.(2)）

犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施（基本計画中、第2 1.(13)）

職員等に対する研修の充実等（基本計画中、第2 3.(1)カ）

#### 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」の実施(平成17年～20年)

厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」における  
犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査  
医療場面における犯罪被害者の実態とニーズの調査  
精神保健福祉センター等の職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作り等

研究成果を  
踏まえ

犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容  
PTSD対策専門研修会のカリキュラムの見直し  
精神保健福祉センター等における相談支援方法の見直し  
思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直し

など必要な措置を検討することとしている。